



2024年11月13日

各 位

会社名 株式会社 サンウェルズ
代表者名 代表取締役社長 苗代 亮 達
(コード番号：9229 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 上 野 英 一
(TEL. 076-272-8982)

2025年3月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、2024年11月13日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書
2025年3月期半期報告書（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
2. 延長前の提出期限
2024年11月14日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2025年2月12日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年9月20日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2024年9月2日に共同通信社から配信された記事において、当社が不正に診療報酬請求をしていた（以下「本事案」といいます。）との指摘がなされたことを受け、本事案の事実関係及び問題の有無を明確にするため、2024年9月20日の取締役会において、当社より独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会を設置することを決議し、業務実態の調査を実施しております。

具体的には、特別調査委員会において、①客観資料の検証、②デジタル・フォレンジック調査、③アンケート調査、④関係者へのヒアリング及び⑤ホットラインの設置による調査を行っております。

現在は、上記のとおり、特別調査委員会による調査を進めている段階ではありますが、特別調査委員会からは、現時点までの調査の結果、行為を合理的に正当化できる事柄が存在するものがある可能性も現時点で否定されないものの、本事案に該当し得る

行為が一定の範囲で行われていたことを窺わせる情報が得られている旨の報告を受けております。そのため、特別調査委員会としては、更なる深掘り調査を実施する必要があり、また、本事案に該当する行為が確認された場合は金額的な影響を検討するための必要な追加調査として相応量の関連帳票の精査及び役職員へのヒアリング等を実施予定であるとのことです。

なお、現時点での特別調査委員会の主な調査スケジュールの予定は、以下のとおりです。また、並行して、会計監査人による監査手続等が行われる予定です。

① 客観資料の検証	2024年9月20日～同年12月22日
② デジタル・フォレンジック調査	2024年10月7日～2025年1月13日
③ アンケート調査（受領した情報についての精査・検討期間含む）	2024年9月24日～2025年1月13日
④ 関係者ヒアリング	2024年9月24日～2025年1月20日
⑤ ホットライン（受領した情報についての精査・検討期間含む）	2024年9月30日～2025年1月13日
⑥ 調査報告書作成	2024年12月5日～2025年2月7日

以上のとおり、従前予定していた調査に加え、必要な深掘り調査・追加調査を実施するためには相応の日数を要することから、特別調査委員会から本事案に関する調査報告書を受領するのは、2025年2月7日になることが見込まれるとの報告を受けております。その結果半期報告書の提出期限までに監査法人による監査を完了させることが困難であるため、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に基づき、当該半期報告書の提出期間について、上記のとおり承認申請いたします。

5. 今後の見通し

この度の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以 上